

記事広告ならびに流入獲得特約

本特約は、「記事広告ならびに流入獲得」をご利用いただくクライアントに対し、オンライン情報サービス利用規約に加えて、適用されるものとします。

第1条(優先合意)

1. 本特約の条項とオンライン情報サービス利用規約の条項とが相違する場合は、本特約の条項が優先するものとします。
2. 本特約に定めのない事項は、オンライン情報サービス利用規約の条項が適用されるものとします。

第2条(用語の定義)

1. 「本サービス」とは、ディップが運営するサービス「BOMS(URL:<https://www.baitoru.com/contents/>)」および「バイトルPROマガジン(URL:<https://www.baitorupro.com/contents/>)」の総称をいいます。
2. 「記事広告」とは、本サービス内のディップが指定するメディアに、ディップがクライアントから委託を受けて制作した記事を掲載すること。
3. 「流入獲得」とは、前項の記事広告など、ディップが運営するサービスページへの流入を広告配信などで促進するものとする。
4. 「クライアント」とは、ディップとの間で本特約に基づく記事広告掲載契約を締結する契約主体であり、かつ同契約に基づいて掲載する広告の主体となる個人または法人とする。

第3条(本特約の変更)

1. ディップは、法令等の制定・改廃があった場合等、ディップが必要と判断した場合に、クライアントの承諾を得ることなく、本特約を変更することができるものとする。ディップが本特約を変更した場合には、クライアントは、変更後の本特約に従うものとする。
2. ディップが本特約の変更を行う場合には、変更の1ヵ月以上前に変更後の規約の内容および効力発生日をディップのウェブサイト上に表示またはディップの定める方法によりクライアントに通知することで周知するものとし、その期間経過をもって、効力が発生するものとします。
3. 前項にかかわらず、ディップは、誤記訂正や形式的修正など変更が軽微な場合および本特約に基づき記事広告を掲載中のクライアントに効力を及ぼさない場合は、規約変更について通知しないものとします。

第4条(記事広告または流入獲得の契約の成立)

クライアントは、本特約を契約の内容とする旨の同意をした上で、ディップが指定する手続きに従って記事広告または流入獲得の契約の申し込みをする。

第5条(記事広告の制作等)

1. クライアントはディップの求めに応じて、資料の提供や広告原稿の確認など、ディップが記事広告制作にあたり必要となる作業について協力するものとする。
2. クライアントは、ディップに対して記事広告掲載前の修正依頼を原則3回まで依頼することができる。
【確認内容】
 - ・プロット(1回)
 - ・初稿(1回)
 - ・プレビュー(1回)
3. クライアントが前項に定める事項につき予定よりも遅延したことに起因し、記事広告掲載開始日に記事広告が掲載できず、実際の記事広告掲載の開始が遅れた場合でも、クライアントは、所定の利用料金全額をディップに支払わなければならない。

第6条(記事広告掲載開始後の取扱い)

1. 本特約に基づき掲載した記事広告は原則、無期限で掲載される。ただし、クライアントの要望によっ

てはこの限りではない。記事の掲載後、記事を取り下げてほしい場合は、取下げ希望日の1週間前までにディップに通知しなければならない。

2. ディップは、クライアントまたはインタビューの要請があった場合、掲載したインタビュー記事の掲載を停止することができる。
3. 前項のほか、公序良俗に反する内容が記載されている場合等、記事の内容についてディップが不適切と判断した場合、クライアントの許可を得ず、ディップは掲載した記事の掲載を停止することができる。
4. ディップは、記事広告の掲載後、都合により記事を修正する場合がある。
5. クライアントは、掲載した記事をディップに無断で、二次利用してはならない。
6. ディップは、本サービスで掲載するほか、ディップの保有するSNSアカウントその他によって記事を二次利用することができる。
7. ディップは、匿名の状態(指定のクライアントだと特定されない状態)で、レポーティングの実績をディップ資料やサービスに掲載することができる。

第7条(流入獲得のレポーティング)

1. ディップはクライアントに対し、流入獲得終了後に1度、記事広告への訪問数、記事からリンク先への遷移数を、ディップ所定の形式でレポーティングするものとする。ただし、クライアントからの要望がある場合、この限りではない。
2. 前項のレポーティングには、本サービス以外の実績は公開しない。

第8条(権利処理)

1. ディップが制作した記事広告の原稿についての著作権その他一切の権利はディップに帰属するものとし、クライアントは、次の各号に定める場合に限り、ディップが制作した記事広告を利用することができる。なお、この場合、本件サイトに掲載された記事広告が引用元であることを明示しなければならない。
 - (1)クライアント企業社内にて広報する場合
 - (2)クライアント企業のサイトに掲載する場合

第9条(保証)

1. クライアントは、ディップに対し、記事広告内容が法令に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害しないことを保証する。
2. ディップが、第三者より、本特約に基づき掲載した記事広告に関して、クレーム、損害賠償請求その他の請求(以下「クレーム等」といいます。)を受けた場合、対象となる記事広告のクライアントは、その責任および負担においてこれを解決するものとします。ただし、ディップの責に帰すべき事由により当該損害が生じた場合にはこの限りではない。
3. 前項の場合に、ディップが第三者からのクレーム等に対応した場合、ディップがこれに要した費用は、クライアントが負担します。ただし、ディップの責に帰すべき事由により当該費用が生じた場合にはこの限りではない。
4. ディップはクライアントに対し、記事広告から発生するページビュー数および応募数の提供に関し、何ら保証しないものとする。

第10条(利用料金)

1. クライアントがディップに支払う利用料金は、別途の合意がない限り、ディップが発行する申込書で特定された金額とする。
2. クライアントが、ディップの同意を得たうえで、ディップにて制作した原稿を二次利用する場合、または、記事広告掲載開始後の軽微な修正(リンク変更、軽微な画像修正)は無料であるが、大幅な原稿の修正には別途料金(30万円)が発生する場合がある。

第11条(支払遅延)

1. クライアントが前条に定める利用料金の支払を遅滞した場合、クライアントはディップに対して年14.6%の遅延損害金を支払うものとする。
2. クライアントが前条に定める利用料金その他ディップに対して負担する債務の支払を遅滞する場合、ディップは、クライアントがすべての債務を完済するまで、クライアントとの間で成立している記事広告掲載契約に基づくすべての記事広告掲載を停止できるものとする。
3. 前項の場合、クライアントはディップに対し、当該記事広告掲載が停止されることにつき、利用料金の減額、損害賠償その他一切の請求を行うことができないものとする。

第12条(損害賠償)

ディップは、本特約に基づく記事広告掲載契約ならびに流入獲得契約に関し、クライアントの責めに帰すべき事由によりディップが被った損害について、クライアントに対しその賠償を求めることができる。

2022 年 9月5日 制定

2023 年 7月12日 改訂